

平成 30 年 12 月 17 日

在学生の皆様へ

福山職業能力開発短期大学校  
校長 板野 隆文

平成 30 年 7 月豪雨により被災された学生等に対する授業料等の免除について

平成 30 年 7 月豪雨により被害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。本学では、この災害により、学ぶ意欲と能力のある学生等が修学を断念することがないよう、被災世帯の学生に対して、下記のとおり平成 30 年度の授業料等の免除を行います。

## 記

### 1 免除の内容

- (1) 災害発生日以降の平成 30 年度授業料の免除
- (2) 災害発生日以降の平成 30 年度寄宿舎使用料の免除

### 2 免除の対象者

平成 30 年 7 月豪雨の災害発生日（災害救助法適用日）時点において、災害救助法適用地域<sup>\*1</sup>に主たる学資負担者が居住していた学生等又は被災地域内の独立生計者であった学生等であって、罹災した事実を公的証明書等により証明が可能で、次のいずれかに該当する方。

- (1) 家屋等の全壊、大規模半壊、半壊、流失の罹災証明が得られる方<sup>\*2</sup>

- (2) 主たる学資負担者がこの災害により死亡又は行方不明の方

(※1 災害救助法適用地域は全国で 11 府県 67 市 39 町 4 村の地域となっております。詳細は内閣府「防災情報のページ」のホームページでご確認ください。

参考 URL : [http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/20180831\\_gouu\\_kyuujo\\_18.pdf](http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/20180831_gouu_kyuujo_18.pdf)

(※2 一部損壊は除きます。)

### 3 申請方法

上記に該当される方は、申請書類を学務課窓口へ提出して下さい。申請後、審査の上、授業料等の免除を決定いたします。

- (1) 申請書類

- ① 「免除申請書」
- ② 「罹災証明書等の写」（上記 2 の (1) に該当する方）
- ③ 「死亡又は行方不明を証明する書類の写」（上記 2 の (2) に該当する方）

- (2) 申請期限

平成 31 年 1 月 15 日（火）【厳守】



(お問い合わせ先)

福山職業能力開発短期大学校 学務援助課学生係  
電話 084-923-6327